

高速道路建設促進に関する決議

高速自動車国道をはじめとする高規格幹線道路網 14,000 km は、地域経済の発展や地域活性化はもとより、災害時における緊急輸送や救急医療の確保など住民生活の安心を支える上で重要かつ根幹的な社会資本であり、その早期完成こそが地域住民の願いである。

現在、高速自動車国道については、有料道路方式と国と地方による新直轄方式により整備が進められているが、供用率は依然 6 割に止まっており、従来の建設スピードを超えた整備が不可欠である。

また、道路特定財源の見直しについては、昨年 12 月 8 日に、「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定され、その中において、「平成 19 年中に、今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画を作成すること」や「平成 20 年の通常国会において、道路特定財源の税込全額を道路整備に充てることを義務付けている現在の仕組みを改める法改正を行うこと」などが示されているが、高速道路ネットワークの早期実現を図るためには、安定した財源の確保が必要である。

よって、我々はここに総力を結集し、次の事項についてその実現を期するものである。

- 1．受益者負担の原則を前提とする道路特定財源については、全額を道路整備費に充当するとともに、地方への譲与割合を引き上げること。
- 2．「今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画の作成」に当たっては、地域間格差が拡大しないよう、地方の意見を十分に反映させること。
- 3．高速自動車国道の建設については、整備計画区間 9,342km の早期完成を図るとともに、高規格幹線道路網 14,000km を早期に実現すること。
- 4．高速道路の利用促進を図るため、更なる弾力的な料金設定を行うこと。
- 5．利便性や快適性の向上に結びつく ETC の更なる普及促進やスマートインターチェンジの整備を積極的に推進し、高速道路の交通渋滞・沿道環境対策の充実を図ること。
- 6．高速道路の安全対策及び関連施設のバリアフリー化を推進すること。

以上、決議する。

平成 19 年 2 月 14 日

全国高速自動車道市議会協議会
会 長 秋 山 正
(倉敷市議会議長)